

講演

児童福祉法の改正と社会的養育 ～新たな子ども家庭福祉のあり方～

講師：加賀美尤祥さん

(社会福祉法人山梨立正光生園理事長、山梨県立大学特任教授)

2016年6月に公布された改正児童福祉法では、すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達とその自立等を保障される権利を有すること、子どもの最善の利益が優先されること、国と地方公共団体はその責任を負うことが明確化されました。また、家庭で適切な養育を受けられない場合は、国・地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならないと、明記されています。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の委員として、今回の児童福祉法改正に関わった加賀美尤祥さんを講師にお迎えし、子どもを権利主体とした子ども家庭福祉のあり方について、参加者のみなさんと一緒に考える機会としたいと思います。ぜひご参加ください。

日時：2016年10月14日(土) 14:00～16:20

会場：山梨県立図書館 イベントスペース西

山梨県甲府市北口2丁目8番1号

JR中央本線 or 身延線「甲府」駅北口より徒歩約3分

参加費：2,000円(当会2017年度会員1,000円)

申込み：メール sswaj-office@orion.ocn.ne.jp まで



主催：特定非営利活動法人日本スクールソーシャルワーク協会



本研修会は14日・15日の2日間開催します。

「講演」以外のプログラムについては、ホームページにてご確認ください。

<http://www.sswaj.org> <https://ja-jp.facebook.com/sswaj/>